

(仮称) 多摩市歯科口腔保健推進条例の方向性について

1 条例とすることの意義

歯と口腔の健康は、全身の健康を保持・増進する上で重要な役割を果たしていることから、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（歯科口腔保健）の推進に関する基本理念や、関係者の役割や責務、歯科口腔保健の推進に関する基本施策を定めることにより、施策を総合的かつ効果的に推進し、健幸都市の実現に寄与する。

- 条例により、関係する様々な主体が、歯科口腔保健を推進する当事者として関わること。
 - 条例を制定することにより、市の施策として、同じ方向性を長期的に継続して共有していくこと。
 - 市全体の取組として条例に施策や理念を規定することで、一定の拘束力を有し、市の内外に市としての姿勢を強く明示することができること。
- ※ 施策の根拠として、他には宣言、計画、要綱、憲章などの手法がありますが、具体性、継続性や上記の理由から、条例化が最も適した手法であると考えています。

2 条例の構成

本市条例において想定する構成

- | |
|----------------|
| 1 目的 |
| 2 基本理念 |
| 3 関係する主体の役割、責務 |
| 4 基本的施策 |
| 5 その他 |

(1) 目的

歯と口腔の健康は、全身の健康を保持・増進する上で重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健の推進に関する基本理念を定め、関係者の役割や責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ効果的に推進し、誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市の実現に寄与すること。

(2) 基本理念

- ① 歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上の促進
- ② ライフステージに応じた適切・効果的な歯科口腔保健の推進
- ③ 関係者の連携による歯科口腔保健の推進

…など

(3) 関係する主体の役割、責務

○ 関係する主体として、市、歯科医師等、保健医療等関係者、保険者、事業者及び市民を想定

主体	役割・責務
市	歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施 歯科医師等、関係者との連携
歯科医師等 (歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等)	良質かつ適切な歯科医療の提供や、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発などを実施 市や関係者と連携、市の施策に協力
保健医療等関係者 (保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等)	それぞれの業務における歯科口腔保健の推進、市や歯科医師等、関係者との連携
保険者	加入者が歯科検診や歯科保健指導を受けることができる機会の確保
事業者	従業員が定期的に歯科検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けられるための職場環境の整備や必要な配慮
市民	口腔に関する知識とその知識を正しく活用できる能力(リテラシー)の向上、生涯にわたる自主的な歯及び口腔の健康保持

(4) 基本的施策

- ① 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発等の施策
- ② かかりつけ歯科医によるプロフェッショナルケアを受けるための普及啓発等の施策
- ③ ライフステージに応じた歯科疾患の罹患及び重症化の予防に関する施策
- ④ 定期的な歯科検診受診の促進、健康に関する教育、食育の推進その他の歯科口腔保健に関する施策
- ⑤ 障がい者、介護を必要とする者その他の歯科口腔保健に関し特別の配慮を要する者が定期的に歯科検診を受けるとともに、必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするために必要な施策
- ⑥ 全身疾患の治療に対する医科歯科連携の推進
- ⑦ 災害時における歯科医療体制の整備や、歯科口腔保健による健康被害の予防等に関する施策

(5) その他

推進に関する独自の取組など